

新潟県柏崎市知的財産権取得支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内中小企業者の知的財産を保護し、権利化することにより、中小企業者の競争力を強化し、本市におけるものづくり産業の活性化を図るため、中小企業者に対して柏崎市知的財産権取得支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定するものをいう。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、中小企業者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 製造業又は情報通信業のうち情報サービス業若しくはインターネット附随サービス業を主たる事業として営むもの
- (2) 市内に本社又は主たる事業所を有するもの
- (3) 引き続き1年以上事業を営むもの
- (4) 市税を滞納していないもの
- (5) 他に同種の助成金や補助金を受けていないこと。

(助成対象)

第4条 助成対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、国内での特許権、実用新案権、意匠権又は商標権の出願とする。

(助成対象経費)

第5条 助成対象経費は、助成事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 弁理士費用
- (2) 特許庁に納付される費用（出願料、審査請求料、審判請求料、特許料、登録料）
- (3) その他市長が特に必要と認める経費

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、次に掲げる助成事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、1,000円未満の端数は、これを切り捨てるものとし、予算の範囲内で交付する。

(1) 特許権 助成対象経費の3分の1以内の額とし、30万円を限度とする。

(2) 実用新案権、意匠権又は商標権 助成対象経費の3分の1以内の額とし、10万円を限度とする。

2 一の助成対象者に対する助成金の交付は、助成事業の区分にかかわらず、同一年度内で60万円を限度とする。

3 一の助成事業の実施期間が複数年度にわたる場合は、年度ごとに申請することができる。この場合において、助成金の合計額は、第1項各号に規定する額を限度とする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を申請しようとする中小企業者(以下「申請者」という。)は、柏崎市知的財産権取得支援助成金交付申請書兼実績報告書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 企業概要(別記第2号様式)

(2) 出願の内容が分かる書類(要約書及び要約書に示されている図面の写し等)

(3) 出願が完了したことを証明する書類の写し(特許庁等が発行した出願に係る受領書又は出願書類を送付したことを証明する弁理士の書面等)

(4) 第5条に掲げる経費の領収書等支出証拠書類の写し

(5) 市内に本社又は主たる事業所を有することを証明する書類(登記簿謄本等)

(6) 市税完納証明書

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定及び交付額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して助成金の交付

を決定するとともに、その額を確定し、柏崎市知的財産権取得支援助成金交付決定通知書兼確定通知書（別記第3号様式）により、速やかに申請者に通知し、助成金を交付するものとする。

（検査等）

第9条 市長は、助成事業者に対し、助成事業の成果及び経理の状況について説明を求め、又は助成事業に対し検査を行うことができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、助成金の支払については、令和10年5月31日までの間は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成31年2月15日から施行し、改正後の第6条第2項の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行し、改正後の新潟県柏崎市知的財産権取得支援助成金交付要綱の規定は、令和3年1月1日から適用する。

2 改正後の新潟県柏崎市知的財産権取得支援助成金交付要綱第3条第5号の規定は、令和3年1月1日以降の交付申請について適用し、令和2年12月31日までの交付申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。